「市役所建替えの賛否を問う住民投票」請求署名　法定数を大きく突破し 20,384 人集まる

議会は民意を受止め、「住民投票条例」を制定すべき

法定数を大きく上回る署名は「声を聞いてほしい」の民意

「住民投票をすすめる会」では、2 カ月間の署名収集 20,384 人の署名が集まり、11 月 26 日に各区選挙管理委員会へ提出しました。

共産党市議団は上野みえこ・いせり栄次両議員が請求代表者となり、署名を集めました。

【集まった署名数】

中央区（473 冊）	5,451 人
東区（433 冊）	4,957 人
北区（447 冊）	5,541 人
西区（227 冊）	2,284 人
南区（223 冊）	2,151 人
合計(1,803 冊)	**20,384 人**

「住民投票条例」の実現求める声を広げましょう！

集まった署名は **12,089 人の法定数**を大きく上回りました。

法令等に定められた期間（2ヵ月）や署名の収集方法（受任者は居住区内でしか署名を収集できない）など、さまざまな制約もある中で**集まった署名 20,384 人**には、「市民の意見を聞いてほしい」との民意です。

選挙管理委員会の署名確認とその後の縦覧を経て署名数が確定すれば、議会へ「住民投票条例」が提出されます。

住民投票条例制定は「民意を表明」する手段です。議会は民意を受け止め、住民投票条例を制定して、市民へ賛否表明の機会を提供すべきです。

【今後のスケジュール】

・11 月 26 日　各区選挙管理委員会が署名簿を受理
・11 月 27 日～12 月 16 日　　署名簿審査期間
・12 月 17～23 日　署名簿縦覧期間及び異議申出受付期間
　＊縦覧は、各区の選挙管理委員会で。異議申出があったら 14 日以内に決定
・異議申出がなくもしくは異議を決定し有効署名数が確定した時、有効署名総数を告示し署名簿を請求代表者に返付する
・返付された署名簿の効力に不服のないとき、または争訟が確定した時は、確定の 5 日以内に条例制定を請求する（市長へ）
・市長は請求を受理し通知　⇒　議会へ「住民投票条例案」を付議
・市議会で「住民投票条例(案)」を議決

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。
「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

●１２月１１日（水）　午後３時～５時
東区生活相談所（新生 2 - 5 - 18 ハイツふかだ 1F）　☎328 - 2656

●１２月１９日（木）　午前 10 時～12 時
中央区・たんぽぽ法律事務所（大江 5-16-1-1F）　☎328-2656

●2025 年１月９日（木）　午後 1 時～４時
南区・菜の花法律事務所（南区江越 1 - 17 - 12）　☎322 - 7731

●2025 年１月１４（火）　午前 10 時～午後 4 時
西区・さくら法律事務所（京町本丁 1 - 22）☎090 - 8667 - 3148

●2025 年１月２１日（火）　午後６時～８時
北区生活相談所（武蔵ケ丘 1 - 10 - 1）　☎338 - 2001

日本共産党
熊本市議会だより
熊本市中央区手取本町 1 - 1
発行：日本共産党熊本市議団
NO. 1392
2024 年１２月８日号

電話　３２８－２６５６
FAX　３５９－５０４７
メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ＨＰ：共産党 熊本市議団　検索

上野みえこ
（中央区）

いせり栄次
（東区）

日本共産党熊本市議会だより 2024 年 12 月 8 日号（№1392）

政令市の共産党市議団と党国会議員団で懇談

大都市の課題解決に重点的な予算配分を求めて要請

2025 年度政府予算編成に向け、毎年行っている政令市議員団の党派別要望行動が 11 月 21 日、東京千代田区の参議院議員会館で行われました。

熊本市議団から上野みえこ議員が参加し、日本共産党国会議員団に要望を届け懇談しました。

【財源確保に係る政令市の共通要望】

⑴ 自治体が事務・事業を自主的・自立的に執行できるようにするため、現在の国・地方間の税配分「国 6 ：地方 4」を「国 5：地方 5」へと地方の割合を高め、また税源移譲で地方の税財源を拡充する。

⑵ 都市的インフラ整備、貧困、ごみ問題・環境など、大都市に特有の財源需要に対応するための税源を拡充する。

⑶ 県から政令市へ移譲された事務への税制上の措置不足を解消する。

＊道府県に代わって負担している大都市特例事務にかかる経費は約 4,400 億円です。これに対し、税制上の措置済額は約 1,500 億円にとどまっており、**約 2,900 億円の措置不足額**を生じています。その拡充を求めるものです。

⑷ 市町村の基幹税・個人住民税の税源配分見直、税源移譲での拡充。

⑸ 政令市の市税収入の約 4 割を占める固定資産税を自治体の財源として確保する

⑹ 国が担うべき分野の必要経費は、国が全額負担する。

その他、直轄事業負担金廃止・地方交付税の必要額確保なども要望しました。

熊本市議団から要望した「いのち・暮らし」を守る 27 項目

① 物価高騰への対応
② 新型コロナ感染症対策の支援
③ 国民健康保険の負担軽減、マイナ保険証の中止
④ 介護保険と高齢者福祉
⑤ 生活保護制度の拡充
⑥ ガン検診への助成拡充
⑦ 子育て支援制度の充実
⑧ 無料低額診療事業の拡充
⑨ 後期高齢者医療保険負担軽減
⑩ 年金の充実
⑪ 感染症予防の拡充
⑫ 障がい者福祉の充実
⑬ 地域経済活性化への支援
⑭農漁業への支援
⑮地下水保全への支援
⑯白川の治水対策の強化
⑰気候危機打開の取り組み
⑱給食無償化ほか、教育の充実
⑲ジェンダー平等の推進
⑳公共施設維持管理への支援
㉑公契約法の制定
㉒公共交通の利用促進
㉓道州制はすすめない
㉔核兵器禁止条約の批准
㉕安保法制廃止・自衛隊強化中止
㉖マイナンバー制度中止
㉗公立病院への支援

地下水保全と障がい者作業所存続への支援を重点要望

国は TSMC 誘致の責任を

74 万市民の水道水を地下水でまかなう日本一の地下水都市として、TSMC 熊本進出に伴う地下水の枯渇・汚染から、地下水を守るため、1 兆 2,000 億円の支援で国策として企業誘致をすすめる国が、地下水保全への支援や涵養域の開発規制を強化するよう求めました。

国は作業所存続への支援を

国の福祉サービス報酬改定で事業継続の危機にある A 型作業所に、存続への支援を行うことや改悪された福祉サービス報酬を速やかに元に戻すよう求めました。